

感染状況に応じたイベント開催制限等について（11/1～当面の間）

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮※4
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 （約1か月）	（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人	都道府県の判断
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の		5,000人 又は 収容定員50%以内（≦10,000人） のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。</small>	
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。

4 イベント等の開催（令和3年10月31日（日）以降）

イベント等の開催については、技術実証の結果を踏まえつつ、主催者が万全の感染防止対策を講じられる範囲で開催するようにしてください。

（1）人数上限及び収容率

ア 収容定員が設定されている場合

【人数上限】 「5,000人」又は「収容定員の50%」のいずれか大きい方
（人数上限を「最大10,000人まで」とする事項を削除）

【収容率】 大声での歓声・声援がないことを前提とし得るもの：収容定員の「100%」
大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の「50%」

→ 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方まで
（ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む。）には適用しません。）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5,001～10,000人	10,001人以上
大声なし	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで
大声あり	収容定員の半分まで		

イ 収容定員が設定されていない場合

- 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m以上）を確保してください。